

報酬比較表

介護老人保健施設

2021.01.18

報酬項目		現	新	差	改定率	
介護 保健 施設 サー ビス 費 (Ⅰ)	(一)介護保健施設サービス費(i) <従来型個室>  【基本型】	要介護1	701	714	13	1.85%
		要介護2	746	759	13	1.74%
		要介護3	808	821	13	1.61%
		要介護4	860	874	14	1.63%
		要介護5	911	925	14	1.54%
	(二)介護保健施設サービス費(ii) <従来型個室>  【在宅強化型】	要介護1	742	756	14	1.89%
		要介護2	814	828	14	1.72%
		要介護3	876	890	14	1.60%
		要介護4	932	946	14	1.50%
		要介護5	988	1,003	15	1.52%
	(三)介護保健施設サービス費(iii) <多床室>  【基本型】	要介護1	775	788	13	1.68%
		要介護2	823	836	13	1.58%
		要介護3	884	898	14	1.58%
		要介護4	935	949	14	1.50%
		要介護5	989	1,003	14	1.42%
	(四)介護保健施設サービス費(iv) <多床室>  【在宅強化型】	要介護1	822	836	14	1.70%
		要介護2	896	910	14	1.56%
		要介護3	959	974	15	1.56%
		要介護4	1,015	1,030	15	1.48%
		要介護5	1,070	1,085	15	1.40%
介護 保健 施設 サー ビス 費 (Ⅳ)	(一)介護保健施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1	687	700	13	1.89%
		要介護2	731	744	13	1.78%
		要介護3	792	805	13	1.64%
		要介護4	843	856	13	1.54%
		要介護5	893	907	14	1.57%
	(二)介護保健施設サービス費(ii) <多床室>	要介護1	759	772	13	1.71%
		要介護2	807	820	13	1.61%
		要介護3	866	880	14	1.62%
		要介護4	916	930	14	1.53%
		要介護5	968	982	14	1.45%
ユニ ット 型 介 護 保 健 施 設 サ ー ビ ス 費 (Ⅰ)	(一)ユニット型介護保健施設サービス費(i) <ユニット型個室>  【基本型】	要介護1	781	796	15	1.92%
		要介護2	826	841	15	1.82%
		要介護3	888	903	15	1.69%
		要介護4	941	956	15	1.59%
		要介護5	993	1,009	16	1.61%
	(二)ユニット型介護保健施設サービス費(ii) <ユニット型個室>  【在宅強化型】	要介護1	826	841	15	1.82%
		要介護2	900	915	15	1.67%
		要介護3	962	978	16	1.66%
		要介護4	1,019	1,035	16	1.57%
		要介護5	1,074	1,090	16	1.49%
	(三)ユニット型介護保健施設サービス費(iii)⇒経過的ユニット型介護保険施設サービス費(i) <ユニット型準個室>  【基本型】	要介護1	781	796	15	1.92%
		要介護2	826	841	15	1.82%
		要介護3	888	903	15	1.69%
		要介護4	941	956	15	1.59%
		要介護5	993	1,009	16	1.61%
	(四)ユニット型介護保健施設サービス費(iv)⇒経過的ユニット型介護老人保健施設サービス費(ii) <ユニット型準個室>  【在宅強化型】	要介護1	826	841	15	1.82%
		要介護2	900	915	15	1.67%
		要介護3	962	978	16	1.66%
		要介護4	1,019	1,035	16	1.57%
		要介護5	1,074	1,090	16	1.49%
ユニ ット 型 介 護 保 健 施 設 サ ー ビ ス 費 (Ⅳ)	(一)介護保健施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1	764	779	15	1.96%
		要介護2	810	825	15	1.85%
		要介護3	870	885	15	1.72%
		要介護4	922	937	15	1.63%
		要介護5	972	988	16	1.65%
	(二)介護保健施設サービス費(ii) <多床室>⇒経過的ユニット型介護保険施設サービス費	要介護1	764	779	15	1.96%
		要介護2	810	825	15	1.85%
		要介護3	870	885	15	1.72%
		要介護4	922	937	15	1.63%
		要介護5	972	988	16	1.65%
夜勤職員勤務条件基準を満たさない場合の減算		97/100	97/100	0	0.00%	
入所定員の超過、または職員等の欠員減算		70/100	70/100	0	0.00%	
ユニットリーダー配置等体制未整備減算(ユニット型のみ)		97/100	97/100	0	0.00%	
身体拘束廃止未実施減算		90/100	90/100	0	0.00%	
安全管理体制未実施減算(1日)		-	-5	-5	新設	
栄養ケア・マネジメントを実施していない場合		-	-14	-14	新設	
夜勤体制加算(20名に1名以上、かつ利用者41以上では2、利用者40以下では1を超えること)		24	24	0	0.00%	
短期集中リハビリテーション実施加算		240	240	0	0.00%	

報酬比較表

介護老人保健施設

2021.01.18

報酬項目		現	新	差	改定率
認知症短期集中リハビリテーション加算		240	240	0	0.00%
認知症ケア加算		76	76	0	0.00%
若年性認知症利用者受入加算		120	120	0	0.00%
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)		34	34	0	0.00%
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)		46	46	0	0.00%
外泊時費用		362	362	0	0.00%
外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)		800	800	0	0.00%
ターミナル ケア加算	ターミナルケア加算(死亡日)	1,650	1,650	0	0.00%
	ターミナルケア加算(2~3日)	820	820	0	0.00%
	ターミナルケア加算(4~30日)	160	160	0	0.00%
	ターミナルケア加算(31~45日)	-	80	80	新設
初期加算		30	30	0	0.00%
再入所時栄養連携加算(1人につき1回限度)		400	200	-200	-50.0%
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)		450	450	0	0.00%
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)		480	480	0	0.00%
退所時等 支援等加算	試行的退所時指導加算	400	400	0	0.00%
	退所時情報提供加算	500	500	0	0.00%
	退所前連携加算	500	-	-500	名称変更
	入退所前連携加算(Ⅰ)	-	600	600	新設
	入退所前連携加算(Ⅱ)	-	400	400	新設
訪問看護指示加算		300	300	0	0.00%
栄養マネジメント加算		14	-	-14	包括
低栄養リスク改善加算		300	-	-300	見直し
栄養マネジメント強化加算(1日)		-	11	11	新設
経口移行加算		28	28	0	0.00%
経口維持 加算	経口維持加算(Ⅰ)(1月につき)	400	400	0	0.00%
	経口維持加算(Ⅱ)(1月につき)	100	100	0	0.00%
口腔衛生管理体制加算		30	-	-30	包括
口腔衛生 管理加算	口腔衛生管理加算(Ⅰ)(1月につき)	90	90	90	100%
	口腔衛生管理加算(Ⅱ)(1月につき)	-	110	110	新設
療養食加算(1食)		6	6	0	0.00%
かかりつけ医連携薬剤調整加算		125	-	-125	見直し
かかりつ け医連携 薬剤調整 加算	かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)	-	100	100	新設
	かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)	-	240	240	新設
	かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)	-	100	100	新設
緊急時施設療養費 特定治療		518	518	0	0.00%
所定疾患施 設療養費	所定疾患施設療養費(Ⅰ)(1月に1回7日を限度)	239	239	0	0.00%
	所定疾患施設療養費(Ⅱ)(1月に1回10日を限度)	480	480	0	0.00%
認知症専門ケア加算(Ⅰ)		3	3	0	0.00%
認知症専門ケア加算(Ⅱ)		4	4	0	0.00%
認知症行動・心理症状緊急対応加算		200	200	0	0.00%
認知症情報提供加算(認知症疾患医療センター等への紹介)		350	350	0	0.00%
地域連携診療計画情報提供加算		300	300	0	0.00%
リハビリテーションマネジメント計画提出料加算(1月につき)		-	33	33	新設
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)を算定する場合のみ) 3月につき		10	-	-10	見直し
褥瘡マネジ メント加算 (Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)を算定 する場合のみ)	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)(1月につき)	-	3	3	新設
	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)(1月につき)	-	13	13	新設
	褥瘡マネジメント加算(Ⅲ)(1月につき) 経過措置	-	10	10	見直し
排せつ支援加算(1月につき)		100	-	-100	見直し
排せつ支 援加算	排せつ支援加算(Ⅰ)(1月につき)	-	10	10	新規
	排せつ支援加算(Ⅱ)(1月につき)	-	15	15	新規
	排せつ支援加算(Ⅲ)(1月につき)	-	20	20	新規
	排せつ支援加算(Ⅳ)(1月につき) 経過措置	-	100	100	見直し
自立支援推進加算(1月につき)		-	300	300	新規
科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算(Ⅰ) 1月につき	-	40	40	新規
	科学的介護推進体制加算(Ⅱ) 1月につき	-	60	60	新規
安全対策体制加算(入所中1回)		-	20	20	新規
サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	-	22	22	新規
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ⇒Ⅱ	18	18	0	0.00%
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	12	-	-12	見直し
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	6	-	-6	見直し
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	6	0	0.00%
介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位×39/1000	所定単位×39/1000	0	-
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位×29/1000	所定単位×29/1000	0	-
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位×16/1000	所定単位×16/1000	0	-
	介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅱ)×90/100	-	0	廃止
	介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅱ)×80/100	-	0	廃止
介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位×21/1000	所定単位×21/1000	0	-
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位×17/1000	所定単位×17/1000	0	-

※ 安全管理体制未実施減算については令和3年10月1日から、栄養ケア・マネジメントを実施していない場合の減算については令和6年4月1日から適用する。  
 ※ 褥瘡マネジメント加算(Ⅲ)、排せつ支援加算(Ⅳ)、介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。